

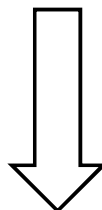
平成27年度行政事業レビューシート ( 厚生労働省 )

<b>事業名</b>	不服審査会経費			<b>担当部局庁</b>	社会・援護局障害保健福祉部		<b>作成責任者</b>		
<b>事業開始年度</b>	平成18年度	<b>事業終了(予定)年度</b>	終了予定なし	<b>担当課室</b>	企画課		川又 竹男		
<b>会計区分</b>	一般会計			<b>政策・施策名</b>	Ⅷ-1-1 障害者の地域における生活を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること				
<b>根拠法令(具体的な条項も記載)</b>	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第98条第1項、児童福祉法第56条の5の5第2項			<b>関係する計画、通知等</b>	-				
<b>主要政策・施策</b>	障害者施策			<b>主要経費</b>	その他の事項経費				
<b>事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)</b>	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)及び児童福祉法に基づき、障害者又は障害児の保護者は、都道府県に対して審査請求を行うことができる。都道府県は、上記審査請求を処理するため、障害者介護給付費等不服審査会及び障害児通所給付費等不服審査会(以下「不服審査会」という。)を設置することができるが、本事業は、不服審査会の設置運営に関する経費を補助する事業である。								
<b>事業概要(5行程度以内。別添可)</b>	各都道府県において、不服審査会を開催するための経費を補助する。 ○実施主体 都道府県 ○補助率 1/2								
<b>実施方法</b>	補助								
<b>予算額・執行額(単位:百万円)</b>	予算の状況	当初予算	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求		
		補正予算	11	11	10	5	0		
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-		
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-		
		予備費等	-	-	▲0.1	-	-		
		計	11	11	9.9	5	0		
	執行額	10	10	9.9					
執行率(%)	91%	91%	100%						
<b>定量的な成果目標の設定が困難な場合</b>	<b>定量的な目標が設定できない理由及び定性的な成果目標</b>	定量的な目標が設定できない理由			定性的な成果目標と24~26年度の達成状況・実績				
	<b>事業の妥当性を検証するための代替的な達成目標及び実績</b>	代替目標	代替目標	実績	単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度 27年度
不服審査会設置数	不服審査会設置数	実績	件	47	47	47	47		
		目標値	件	47	47	47	47		
		達成度	%	100%	100%	100%	100%		
<b>活動指標及び活動実績(アウトプット)</b>	活動指標	活動実績	単位	24年度	25年度	26年度	27年度活動見込		
		交付決定件数	件	47	47	47			
		当初見込み	件	47	47	47	47		
<b>単位当たりコスト</b>	算出根拠	単位当たりコスト	単位	24年度	25年度	26年度	27年度見込		
		X:交付決定額 / Y:交付決定件数	千円	217	229	218	106		
		計算式	X/Y	10,233/47	10,774/47	10,252/47	5,006/47		
<b>平成27-28年度予算内訳(単位:百万円)</b>	<b>費目</b>	27年度当初予算	28年度要求	主な増減理由					
	不服審査会経費	5	0	地域生活支援事業に組み入れ。					
	計	5	0						

事業所管部局による点検・改善					
項目		評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	不服申立てについては、簡易迅速な手続き、柔軟で実効性のある救済との点でメリットがあり、早期の解決との観点からも国民のニーズがあり、国費の投入が必要。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	障害者等が市町村の行った介護給付費等に係る処分不服がある場合は、その請求により都道府県が客観的な立場から当該処分の適否について審査を行うこととなる。全ての障害者等に不服申立の機会が確保され、障害福祉サービスの適正利用に繋げるため、審査が着実に実施されるよう国がその運営経費を補助することが必要である。		
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	障害者総合支援法に基づく事業であることから優先度が高い事業と考えている。		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	-			
	受益者との負担関係は妥当であるか。	-			
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	不服審査会の設置運営に必要な経費の計上を行っており、その水準も適正なものとする。		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-			
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	不服審査会の運営に必要な経費への費目・使途となっている。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-			
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか	○	不服審査会は全都道府県に設置され、障害者又は障害児の保護者は、都道府県に対して審査請求を行うことができ、その運営経費を補助することにより、障害福祉サービスの適正利用を確保している。		
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	-			
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	-			
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	-			
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	-			
	所管府省・部局名	事業番号	事業名		
点検・改善結果	点検結果	全都道府県で不服審査会を設置し、適切に執行されている。			
	改善の方向性	<p>不服審査会委員のうち、その3割以上が医師であり、また弁護士や大学教授等の有識者、作業療法士や精神保健福祉士等の専門資格を有する者も幅広く任用されている(平成23年度調査)。</p> <p>また、不服申立て事由(不服申立ての対象となった処分)について調査したところ、全体のうちおよそ6割が障害支援区分認定の処分に対する不服申立てであった。また、全体のうちおよそ1割が障害支援区分の変更認定の処分に対する不服申立てであった(平成22年度調査)。</p> <p>障害支援区分の認定については、介護給付を希望する場合、多項目に及ぶ障害支援区分認定調査項目で障害者の心身の状況を認定し、これに加えて市町村での一次判定及び市町村審査会での医師の意見書を踏まえた二次判定を行うことが必要とされている。そのような事情を踏まえ、障害支援区分の認定に係る処分等についての不服申立てに対する審査では、特に医学的側面からの専門的見地に基づく判断が求められている。</p> <p>以上のような不服審査会の委員の構成及び不服申立て事由等の実態を鑑みれば、当該不服審査会は第三者の機関として専門技術性を有効に発揮しているものと考えられる。</p> <p>補助金の適正な執行については、都道府県から、当該年度の交付申請書が提出された際に、不服審査会に必要であると申請された経費について、不要な経費が含まれていないか確認し、交付決定を行っている。また実績報告書が提出された際も、都道府県において不服審査会経費を適正に執行されているか確認を行っている。</p>			
外部有識者の所見					
点検対象外					
行政事業レビュー推進チームの所見					
現状通り	引き続き、全都道府県に設置されている不服審査会の設置運営に必要な予算額を確保し、適正な執行に努めること。				
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
執行等改善	不服審査会経費については、障害者総合支援法施行後10年が経過し、開催実績も落ち着いてきたことや、金額的にも少額であることから、単独の補助事業にはなじまないため、障害福祉サービスの適正利用を確保し、障害者等の福祉の増進を図るものとして地域生活支援事業に組み入れることとした。				
備考					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成22年度	488	平成23年度	443	平成24年度	387
平成25年度	750	平成26年度	748		

厚生労働省  
(10百万円)

〔各都道府県が支出する不服審査会経費について、支出額の1/2を補助する。〕



補助

A.47都道府県  
(10百万円)

〔各都道府県は、不服審査会を運営するために必要な経費(報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料並びに使用料及び賃借料)を支出する。〕

資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を  
しているかについて補足する)  
(単位:百万円)

**費目・使途**  
 (「資金の流れ」に  
 おいてブロックご  
 とに最大の金額  
 が支出されている  
 者について記載  
 する。費目と使途  
 の双方で実情が  
 分かるように記  
 載)

A.東京都			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
報酬	審査会委員・調査員報酬	0.3			
旅費	審査会委員及び調査員旅費	0.1			
役務費	通信運搬費、速記経費	0.2			
計		0.6	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京都	不服審査会の経費	0.6	-	-
2	熊本県	不服審査会の経費	0.6	-	-
3	鳥取県	不服審査会の経費	0.5	-	-
4	愛知県	不服審査会の経費	0.5	-	-
5	鹿児島県	不服審査会の経費	0.4	-	-
6	大阪府	不服審査会の経費	0.4	-	-
7	福岡県	不服審査会の経費	0.3	-	-
8	三重県	不服審査会の経費	0.3	-	-
9	北海道	不服審査会の経費	0.3	-	-
10	福島県	不服審査会の経費	0.2	-	-